

「中小企業の会計に関する指針（平成 23 年版）」について

平成 23 年 7 月 20 日
日本公認会計士協会
日本税理士会連合会
日本商工会議所
企業会計基準委員会

「中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）」（最終改正 平成 22 年 4 月 26 日）を次のように一部改正する。

改正指針（平成 23 年 7 月 20 日）	旧指針（平成 22 年 4 月 26 日）
<p>中小企業の会計に関する指針 （平成 23 年版）</p> <p>平成 17 年 8 月 1 日 改正 平成 18 年 4 月 25 日 改正 平成 19 年 4 月 27 日 改正 平成 20 年 5 月 1 日 改正 平成 21 年 4 月 17 日 改正 平成 22 年 4 月 26 日 <u>最終改正 平成 23 年 7 月 20 日</u></p>	<p>中小企業の会計に関する指針 （平成 22 年版）</p> <p>平成 17 年 8 月 1 日 改正 平成 18 年 4 月 25 日 改正 平成 19 年 4 月 27 日 改正 平成 20 年 5 月 1 日 改正 平成 21 年 4 月 17 日 <u>最終改正 平成 22 年 4 月 26 日</u></p>
<p>日本公認会計士協会 日本税理士会連合会 日本商工会議所 企業会計基準委員会</p>	<p>日本税理士会連合会 日本公認会計士協会 日本商工会議所 企業会計基準委員会</p>
<p>〔有価証券〕</p> <p>19. 有価証券の分類と会計処理の概要</p>	<p>〔有価証券〕</p> <p>19. 有価証券の分類と会計処理の概要</p>

改正指針（平成 23 年 7 月 20 日）	旧指針（平成 22 年 4 月 26 日）
<p>(2) 満期保有目的の債券</p> <p>満期保有目的の債券とは、満期まで所有する意図をもって保有する社債その他の債券（満期まで所有する意図をもって取得したものに限る。）をいう。満期保有目的の債券については、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、取得価額と債券金額の差額が金利の調整と認められるときは、償却原価法により処理する。</p>	<p>(2) 満期保有目的の債券</p> <p>満期保有目的の債券とは、満期まで保有することを目的としていると認められる社債その他の債券をいう。満期保有目的の債券については、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、取得価額と債券金額の差額が金利の調整と認められるときは、償却原価法により処理する。</p>
<p>〔純資産〕</p> <p>71. 株主資本等変動計算書</p> <p>(3) 表示方法</p> <p>株主資本等変動計算書に表示される各項目の当期首残高及び当期末残高は、当期の貸借対照表の純資産の部における各項目の期首及び期末残高と整合したものでなければならない。</p> <p>(4) 株主資本の各項目</p> <p>当期首残高、当期変動額及び当期末残高に区分し、当期変動額は変動事由ごとにその金額を表示する。なお、当期純利益（又は当期純損失）は、株主資本等変動計算書において、その他利益剰余金又はその内訳項目である繰越利益剰余金の変動事由として表示する。</p> <p>(5) 株主資本以外の各項目</p> <p>当期首残高、当期変動額及び当期末残高に区分し、当期変動額は純額で表示する。ただし、当期変動額について主な変動事由ごとにその金額を表示又は注記することができる。</p>	<p>〔純資産〕</p> <p>71. 株主資本等変動計算書</p> <p>(3) 表示方法</p> <p>株主資本等変動計算書に表示される各項目の前期末残高及び当期末残高は、前期及び当期の貸借対照表の純資産の部における各項目の期末残高と整合したものでなければならない。</p> <p>(4) 株主資本の各項目</p> <p>前期末残高、当期変動額及び当期末残高に区分し、当期変動額は変動事由ごとにその金額を表示する。なお、当期純利益（又は当期純損失）は、株主資本等変動計算書において、その他利益剰余金又はその内訳項目である繰越利益剰余金の変動事由として表示する。</p> <p>(5) 株主資本以外の各項目</p> <p>前期末残高、当期変動額及び当期末残高に区分し、当期変動額は純額で表示する。ただし、当期変動額について主な変動事由ごとにその金額を表示又は注記することができる。</p>
<p>〔個別注記表〕</p> <p>82. 会社計算規則の規定</p>	<p>〔個別注記表〕</p> <p>82. 会社計算規則の規定</p>

改正指針（平成 23 年 7 月 20 日）	旧指針（平成 22 年 4 月 26 日）																																																																								
<p>会社計算規則では、重要な会計方針に係る事項に関する注記等の項目に区分して、個別注記表を表示するよう要求されている。また、それ以外であって、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項は注記しなければならない。なお、個別注記表については、必ず「注記表」という 1 つの書面として作成しなければならないということではなく、従来どおり貸借対照表などの注記事項として記載することも認められている。</p> <p>ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）の個別注記表（ ）や会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表（ ）については、以下の表のとおり注記を要しない項目が規定されている。</p> <p>（注記を要求される項目…… 、注記を要求されない項目…… × ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 継続企業の前提に関する注記</td><td>×</td><td>×</td></tr> <tr> <td>(2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(3) 会計方針の変更に関する注記</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>(4) 表示方法の変更に関する注記</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>(5) 会計上の見積りの変更に関する注記</td><td>×</td><td>×</td></tr> <tr> <td>(6) 誤謬の訂正に関する注記</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>(7) 貸借対照表に関する注記</td><td>×</td><td></td></tr> <tr> <td>(8) 損益計算書に関する注記</td><td>×</td><td></td></tr> <tr> <td>(9) 株主資本等変動計算書に関する注記</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(10) 税効果会計に関する注記</td><td>×</td><td></td></tr> <tr> <td>(11) リースにより使用する固定資産に関する注記</td><td>×</td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目			(1) 継続企業の前提に関する注記	×	×	(2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記			(3) 会計方針の変更に関する注記	—	—	(4) 表示方法の変更に関する注記	—	—	(5) 会計上の見積りの変更に関する注記	×	×	(6) 誤謬の訂正に関する注記	—	—	(7) 貸借対照表に関する注記	×		(8) 損益計算書に関する注記	×		(9) 株主資本等変動計算書に関する注記			(10) 税効果会計に関する注記	×		(11) リースにより使用する固定資産に関する注記	×		<p>会社計算規則では、重要な会計方針に係る事項に関する注記等の項目に区分して、個別注記表を表示するよう要求されている。また、それ以外であって、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項は注記しなければならない。なお、個別注記表については、必ず「注記表」という 1 つの書面として作成しなければならないということではなく、従来どおり貸借対照表などの注記事項として記載することも認められている。</p> <p>ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）の個別注記表（ ）や会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表（ ）については、以下の表のとおり注記を要しない項目が規定されている。</p> <p>（注記を要求される項目…… 、注記を要求されない項目…… × ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 継続企業の前提に関する注記</td><td>×</td><td>×</td></tr> <tr> <td>(2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(3) 貸借対照表に関する注記</td><td>×</td><td></td></tr> <tr> <td>(4) 損益計算書に関する注記</td><td>×</td><td></td></tr> <tr> <td>(5) 株主資本等変動計算書に関する注記</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(6) 税効果会計に関する注記</td><td>×</td><td></td></tr> <tr> <td>(7) リースにより使用する固定資産に関する注記</td><td>×</td><td></td></tr> <tr> <td>(8) 金融商品に関する注記</td><td>×</td><td></td></tr> <tr> <td>(9) 賃貸等不動産に関する注記</td><td>×</td><td></td></tr> <tr> <td>(10) 持分法損益等に関する注記</td><td>×</td><td>×</td></tr> <tr> <td>(11) 関連当事者との取引に関する注記</td><td>×</td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目			(1) 継続企業の前提に関する注記	×	×	(2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記			(3) 貸借対照表に関する注記	×		(4) 損益計算書に関する注記	×		(5) 株主資本等変動計算書に関する注記			(6) 税効果会計に関する注記	×		(7) リースにより使用する固定資産に関する注記	×		(8) 金融商品に関する注記	×		(9) 賃貸等不動産に関する注記	×		(10) 持分法損益等に関する注記	×	×	(11) 関連当事者との取引に関する注記	×	
項目																																																																									
(1) 継続企業の前提に関する注記	×	×																																																																							
(2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記																																																																									
(3) 会計方針の変更に関する注記	—	—																																																																							
(4) 表示方法の変更に関する注記	—	—																																																																							
(5) 会計上の見積りの変更に関する注記	×	×																																																																							
(6) 誤謬の訂正に関する注記	—	—																																																																							
(7) 貸借対照表に関する注記	×																																																																								
(8) 損益計算書に関する注記	×																																																																								
(9) 株主資本等変動計算書に関する注記																																																																									
(10) 税効果会計に関する注記	×																																																																								
(11) リースにより使用する固定資産に関する注記	×																																																																								
項目																																																																									
(1) 継続企業の前提に関する注記	×	×																																																																							
(2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記																																																																									
(3) 貸借対照表に関する注記	×																																																																								
(4) 損益計算書に関する注記	×																																																																								
(5) 株主資本等変動計算書に関する注記																																																																									
(6) 税効果会計に関する注記	×																																																																								
(7) リースにより使用する固定資産に関する注記	×																																																																								
(8) 金融商品に関する注記	×																																																																								
(9) 賃貸等不動産に関する注記	×																																																																								
(10) 持分法損益等に関する注記	×	×																																																																							
(11) 関連当事者との取引に関する注記	×																																																																								

改正指針（平成 23 年 7 月 20 日）			旧指針（平成 22 年 4 月 26 日）						
(12) 金融商品に関する注記	x		(12) 一株当たり情報に関する注記	x					
(13) 賃貸等不動産に関する注記	x		(13) 重要な後発事象に関する注記	x					
(14) 持分法損益等に関する注記	x	x	(14) 連結配当規制適用会社に関する注記	x	x				
(15) 関連当事者との取引に関する注記	x		(15) その他の注記						
(16) 一株当たり情報に関する注記	x								
(17) 重要な後発事象に関する注記	x								
(18) 連結配当規制適用会社に関する注記	x	x							
(19) その他の注記									
個別注記表の規定			個別注記表の規定						
2. <u>会計方針の変更に関する注記</u>	(102 の 2)		2. <u>会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容</u>	(101)					
<u>会計方針の変更の内容</u>									
<u>会計方針の変更の理由</u>									
<u>計算書類の主な項目に対する影響額</u>									
3. <u>表示方法の変更に関する注記</u>	(102 の 3)		3. <u>表示方法を変更したときは、その内容</u>	(101)					
<u>表示方法の変更の内容</u>									
<u>表示方法の変更の理由</u>									
〔決算公告と貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例示〕			〔決算公告と貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例示〕						
株主資本等変動計算書の例示（純資産の各項目を横に並べる様式例）			株主資本等変動計算書の例示（純資産の各項目を横に並べる様式例）						
<u>当期首残高</u>			<u>前期末残高</u>						
(*1) その他利益剰余金については、その内訳項目の <u>当期首残高</u> 、当期変動額及び当期末残高の各金額を注記により開示することができる。この場合、その他利益剰余金の <u>当期首残高</u> 、当期変動額及び当期末残高の各合			(*1) その他利益剰余金については、その内訳項目の <u>前期末残高</u> 、当期変動額及び当期末残高の各金額を注記により開示することができる。この場合、その他利益剰余金の <u>前期末残高</u> 、当期変動額及び当期末残高の各合						

改正指針(平成23年7月20日)		旧指針(平成22年4月26日)	
自己株式	<u>当期首残高</u>	自己株式	<u>前期末残高</u>
株主資本合計	<u>当期首残高</u>	株主資本合計	<u>前期末残高</u>
評価・換算差額等(*2)		評価・換算差額等(*2)	
その他有価証券評価差額金	<u>当期首残高</u>	その他有価証券評価差額金	<u>前期末残高</u>
評価・換算差額等合計(*3)	<u>当期首残高</u>	評価・換算差額等合計(*3)	<u>前期末残高</u>
新株予約権	<u>当期首残高</u>	新株予約権	<u>前期末残高</u>
純資産合計(*3)	<u>当期首残高</u>	純資産合計(*3)	<u>前期末残高</u>
(*1) その他利益剰余金については、その内訳項目の <u>当期首残高</u> 、当期変動額及び当期末残高の各金額を注記により開示することができる。この場合、その他利益剰余金の <u>当期首残高</u> 、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。		(*1) その他利益剰余金については、その内訳項目の <u>前期末残高</u> 、当期変動額及び当期末残高の各金額を注記により開示することができる。この場合、その他利益剰余金の <u>前期末残高</u> 、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。	
(*2) 評価・換算差額等については、その内訳項目の <u>当期首残高</u> 、当期変動額及び当期末残高の各金額を注記により開示することができる。この場合、評価・換算差額等の <u>当期首残高</u> 、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。		(*2) 評価・換算差額等については、その内訳項目の <u>前期末残高</u> 、当期変動額及び当期末残高の各金額を注記により開示することができる。この場合、評価・換算差額等の <u>前期末残高</u> 、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。	
注1：期中における変動がない場合には、「 <u>当期首残高</u> 及び <u>当期末残高</u> 」のみを表示することができる。 (ただし、その他利益剰余金又はその内訳科目である繰越利益剰余金の		注1：期中における変動がない場合には、「 <u>前期末残高</u> 及び <u>当期末残高</u> 」のみを表示することができる。 (ただし、その他利益剰余金又はその内訳科目である繰越利益剰余金の	

改正指針（平成 23 年 7 月 20 日）	旧指針（平成 22 年 4 月 26 日）
変動事由として表示する当期純利益については、省略できないことに留意する。)	変動事由として表示する当期純利益については、省略できないことに留意する。)